

市会議第12号

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議について

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議を次のとおり提出する。

平成24年3月27日提出

提出者 市会議員 内海 貴夫 ほか53名

〔自民党市議団、民主・都みらい、〕

公明党市議団、京都党市議団、

みんなの党・無所属の会

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議

2011年3月11日、マグニチュード9.0という世界最大級の地震に端を発した東日本大震災が発生し、東北地方をはじめ、東日本の広範囲にわたる地域が、地震とそれに続く津波や福島第一原発事故による放射能の影響など、我が国でかつてないほどの大きな被害を受けた。

この直後から京都市は、職員派遣、ヘリコプターの出動、処理技術の提供をはじめとする積極的な支援活動を現在も行っている。被災地の復興は、全ての国民の願いであるが、現在、その最大の障害になっているのが、がれきの処理である。

岩手、宮城及び福島の3県では約2,253万トンのがれきが発生し、そのうち処理された量は、僅か約7パーセントである。岩手県では通常の一般廃棄物の約11年分、宮城県では同様に約19年分に相当する量となっている。これがれきを速やかに処理することが、復興に向けた第一歩である。政府は、岩手県及び宮城県のがれきについて、全国の自治体に広域処理を呼び掛けているが、受入れが進んでいないのが現状である。

がれきの広域処理なくして、被災地の新たなまちづくりは進まない。震災の傷跡となったがれきが、いつまでも被災地に残っている状況では、真の復興があり得ないことは言うまでもない。

よって京都市会は、国の責任において、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整え、処理費用を国が負担すること、また、安全な最終処分地を確保することを条件に、関西広域連合の示した基準を参考にして安全と判断される災害廃棄物の早期受入れを検討するよう、京都市に対して強く要請する。

なお、受入れに際しては、岩手県及び宮城県のがれきについて、運搬、焼却及び埋立ての情報を開示し、国及び京都市が市民への説明責任を履行し、地域住民に理解を求める努力をするべきである。

以上、決議する。

年 月 日

京都市会